

令和6年9月定例会一般質問発言通告表

発言 順序	9	議席 番号	5	氏名	赤 池 弘 源 議員	1 / 1
発 言 項 目				要 旨		答 弁 者
1	合理的配慮の提供について			<p>障害者差別解消法が改正され、内閣府より令和6年4月1日から合理的配慮の提供が努力義務から義務化された。このことは、障がいの有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向けたスタートとなる。行政機関等や事業者、市民がこの義務をどのように果たしていくか、当局の姿勢を伺う。</p> <p>(1) 合理的配慮の提供を進めるための市の施策を伺う。</p> <p>(2) 当事者からどのような要望があるか。また、企業や事業者からどのような相談が来ているか。</p> <p>(3) 当事者や事業者が相談できる窓口が必要だと思いがいかか。</p> <p>(4) 合理的配慮の提供への理解を進めるために市民に求めていることは何か。</p>		市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長
2	地域の外国人との多文化共生社会づくりについて			<p>現在の日本においては、外国人労働者への期待が高まっており、その必要性はますます重要なテーマとなっている。そのような中で、文化的また言語の違いからトラブルも発生している。誰もが安心してともに支え合いながら、誰もが暮らしやすい地域社会づくりのため、以下伺う。</p> <p>(1) 富士宮市における外国籍市民の国籍別人口を伺う。</p> <p>(2) 外国籍市民の在留資格別人口を伺う。</p> <p>(3) 富士宮市に転入してくる外国人は様々と思うが、安心して暮らせるためにどのような案内・サポートをしているか。</p> <p>(4) 第5次富士宮市総合計画後期基本計画基本目標6の政策9の施策3の中の(2)地域の理解の促進に、「自治会や国際交流団体などと協力して、防災訓練などの地域や行政の活動に外国人も積極的に参加できる地域づくりを進めます。」とあるが、当局は、どのような働きかけをしているのか伺う。また、課題について伺う。</p>		市 長 副 市 長 教 育 長 関 係 部 長